

情報教育 全体計画

下仁田町立下仁田中学校

情報教育に関する法令等の根拠 ・ 日本国憲法、教育基本法、学校教育法 ・ 学習指導要領—総則— ・ 下仁田町教育委員会の教育目標	学校教育目標 ・ 豊かな心をもつ生徒（愛する） ・ 自ら学び自ら考える生徒（考える） ・ 健康で実行力のある生徒（行う）	情報教育に関する学校の現状等 ・ 小学校よりパソコン、インターネットの使用をしている。 ・ スマートフォン等、情報端末を持つ生徒が多い。 ・ SNS の利用が多い。
---	---	---

情報モラル教育の目標 ○ 情報社会に参画し健全に発展させていくために、身につけておくべき知識や考え方、態度を育成する。 ○ 情報社会の特性を理解し、情報社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識や態度を身につける。
--

生徒に身につけさせたい力 ○ 情報社会に参画する態度 ○ 情報および情報社会の理解 ○ 情報活用の実践力	情報教育の重点目標 1. 課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて、発信・伝達できる能力を育成する。 2. 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自ら情報活用を評価・改善したりするための基礎的な理論や方法を理解させる。 3. 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を養う。
---	---

各教科・領域等で扱う具体的な指導内容		
分 類	指 導 項 目	
①情報社会の倫理	○情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	
	○情報に関する自分や他者の権利を理解し尊重する	・ 個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する ・ 著作権などの知的財産権を尊重する
②法の理解と尊重	○社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	・ 違法な行為（詐欺、誹謗・中傷、出会い系、不正アクセス、薬物、毒物、武器など）を知り、絶対に行わない ・ 情報の保護（知的財産権など）や個人情報の取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る
	○契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	
③安全に関する知識 (安全への知識)	○危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	・ 安全性の面から、情報社会の特性を理解する ・トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る
	○情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身に付ける	・ 情報の信頼性を吟味できる ・ 自他の情報の安全な取り扱いに関して正しい知識を持って行動できる
	○自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	・ 健康面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる ・ 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
④情報セキュリティ	○情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	
	○基礎的なセキュリティ対策が立てられる	・ 不正アクセスによる情報漏洩の防止
⑤公共的なネットワーク社会の構築	○ネットワークの公共性を意識して行動する	・ みんなの役に立つ情報を、積極的に提供し、共有する ・ ネットワーク上のコミュニティに適切な参加ができる

	他の領域や行事における実践 ○情報モラル教室 ○総合的な学習の時間における実践 ・ 情報の収集および取捨選択・調査結果の分析・発表などで総合的に指導する ○群馬県教育委員会、下仁田町教育委員会、富岡警察などとの連携による指導
--	--

関係諸機関との連携	○群馬県教育委員会、下仁田町教育委員会、富岡警察、情報関連企業など
環境整備	○情報機器の導入および整備、活用 ○パソコン室の管理・運営 タブレットパソコンの管理・運営
地域との連携・関連	○地域の人材活用など、協体制作り ○地域の実情に応じた課題の把握と指導
職員の体制	○指導時間の確保と各教科・領域・行事等の連携 ○指導体制の整備（情報モラル教育の研究：最新の状況に対応するための研究）